令和８年（フ）第２５０号
青森市大字大別内字葛野180番地　金浜療護園
債務者　五戸　佳織　法定代理人成年後見人一般社団法人はくさんだい後見事務所
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６８号
青森市安方２丁目８番５号　アシスト第２青森マンション303号
債務者　川村麻衣子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８３号
青森県青森市浪岡大字女鹿沢字東種本50番地19
債務者　加藤　　剛
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第１２０号
青森県弘前市大字豊原二丁目12番地13
債務者　田中　志穂（旧姓米澤）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第１９４号
神奈川県愛甲郡愛川町中津792番地の２　ジェミネスハイツⅡ203
債務者　佐藤　大樹
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４７６号
神奈川県秦野市千村266番地　小野アパート223号
債務者　北村　　学
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第９５５号
広島市安佐南区緑井５丁目19番39―402号
債務者　安田みゆき
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１００７号
広島市西区横川町３丁目６番８―402号
債務者　住吉　知輝
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１００９号
広島市佐伯区河内南１丁目20番６号
債務者　溝口　和寛
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０１０号
広島市佐伯区河内南１丁目20番６号
債務者　溝口　夏美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４２号
大分県速見郡日出町川崎837―53　ロマネスク306号室、住民票上の住所大分県杵築市山香町大字山浦3500番地
債務者　岩尾　信秀
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和８年（フ）第９２号
山口県防府市大字植松1923番地の１
債務者　森岡　敬一
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９７号
山口県防府市大字江泊275番地の11
債務者　山田　雅己
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

令和７年（フ）第２１６号
住居所不明　住民票上の住所群馬県伊勢崎市境750番地18
破産者　吉澤　晃穂
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１０８号
千葉県旭市イの1095番地１　キャロットハイツＢ―Ａ号室
破産者　加賀谷　翔
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第５９号
三重県名張市東田原666番地18　ビレッジハウス名張北１号棟105号
破産者　福井　秀治
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第２１３号
千葉県市川市関ケ島３番７―203号（メゾン・ド・ソレイユ）
破産者　横江　　亮
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６７０号
千葉市緑区越智町737番地237
破産者　池田　淳子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係